

答申第24号（諮問第25号）

答 申

第1 審査会の結論

千葉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対し、平成29年12月18日付け千葉市指令教教支第44号により通知した個人情報不開示決定（以下「本件処分1」という。）、同日付け千葉市指令教保第34号により通知した個人情報不開示決定（以下「本件処分2」という。）及び同日付け千葉市指令教教支第45号により通知した個人情報不開示決定（以下「本件処分3」という。）は、いずれも妥当である。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

審査請求人は、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、以下に掲げる日に、それぞれ以下に掲げる開示請求を行った。

- (1) 平成29年3月21日付け「〇〇〇〇が千葉市立〇〇小学校在籍中の〇年次に同級生からいじめを受けていた際の担任〇〇教諭の不適切な対応について、平成〇年〇月〇日に同校図書室にて行った同教諭と本人との話し合いに関する資料及びその報告書類一式」の開示を求める開示請求（以下「本件開示請求1」という。）
- (2) 平成29年3月21日付け「〇〇〇〇が千葉市立〇〇小学校在籍中の〇年次、および〇年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）における本人に関する保健室利用記録（養護教諭執務記録や保健室来室記録等）」の開示を求める開示請求（以下「本件開示請求2」という。）
- (3) 平成29年7月5日付け「〇〇〇〇が千葉市立〇〇小学校在籍中の〇年次に同級生からのいじめ被害に遭い、平成〇年から不登校となったいじめ事案に関して、千葉市立小学校及び中学校管理規則第48条の定めにより〇〇小学校が教育委員会に報告を行った「事故報告書」の開示を求める開示請求（以下「本件開示請求3」という。）

- (4) なお、本件開示請求1、本件開示請求2及び本件開示請求3（以下これらを総称して「本件開示請求」という。）は、いずれも条例第13条第2項に基づき、〇〇〇〇を開示請求に係る本人とする法定代理人により行われたものである。

2 不開示決定

- (1) 本件開示請求に対し、実施機関は、条例第19条第2項の規定に基づき、いずれも開示請求に係る個人情報には存在しないとして、これらを不開示とする決定を行い、その旨を、本件処分1については平成29年12月18日付け千葉県指令教教支第44号（以下「本件決定通知書1」という。）により、本件処分2については同日付け千葉県指令教保第34号（以下「本件決定通知書2」という。）により、本件処分3については同日付け千葉県指令教教支第45号（以下「本件決定通知書3」という。）によりそれぞれ審査請求人に通知した。
- (2) 本件決定通知書1から本件決定通知書3までには、個人情報を開示しない理由として、それぞれ以下のとおり記載されていた。

ア 本件決定通知書1

「開示請求に係る話し合いは、〇〇教諭と本人とが互いの気持ちを伝え合うことで、その思いを理解し合うことを目指したものであり、本人にとってできるだけ負担の少ない環境を設定する配慮から、その場での発言等についての記録は行っていない。千葉県教育委員会公文書取扱規程第15条の規定によると、当事案については公文書を作成すべきであったと考えるが、話し合いの内容を〇〇教諭から管理職に口頭で報告したのみで、文書は作成されていなかった。以上のことから、開示請求に係る個人情報の記載された文書は存在しないため、千葉県個人情報保護条例第19条第2項の規定により、開示しない。」

イ 本件決定通知書2

「小学校で保有する公文書は、千葉県教育委員会公文書取扱規程第32条第1項に基づき、学校教育部長が系統的に分類し、保存期間を定めている。その中で、保健室利用記録は、「保健安全関係文書」に分類され、同規程第33条第1項の種別により保存期間は1年としている。よって、平成〇年度の文書は平成〇年度末に、平成〇年度の文書は平成〇年度末に、学校において廃棄されている。以上のことから、開示請求に係る個人情報の記載された文書は存在しないため、千葉県個人情報保護条例第19条第2項の規定により、開示しない。」

ウ 本件決定通知書3

「千葉県立小学校及び中学校管理規則第48条に基づき、同条各号

に規定する事故が発生したときは、校長は教育委員会に連絡し、「事故報告書」により報告を行うこととしている。いじめについては、それのみをもって「事故報告書」を作成することはなく、同条各号に規定する事故が発生した場合に作成するものである。請求のあった本人に関するいじめ事案については、平成〇年〇月〇日に同級生との言い争いの中でけがを負い保健室で手当を受けたことはあったものの、学校ではけがの状況を鑑み同条各号に規定する事故にはあたらないと判断し、「事故報告書」を作成していない。以上のことから、開示請求に係る個人情報の記載された文書は存在しないため、千葉県個人情報保護条例第19条第2項の規定により、開示しない。」

3 審査請求

審査請求人は、平成30年3月19日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分1から本件処分3まで（以下これらを総称して「本件処分」という。）を不服として、それぞれ審査請求（以下本件処分1に対して行ったものを「本件審査請求1」、本件処分2に対して行ったものを「本件審査請求2」、本件処分3に対して行ったものを「本件審査請求3」といい、これらを総称して「本件審査請求」という。）を行った。

4 実施機関の弁明及び審査請求人の反論

(1) 実施機関は、行政不服審査法第9条第3項の規定による読替え後の同法第29条第2項及び同条第5項の規定に基づき、本件審査請求に対する弁明書をそれぞれ作成し、本件審査請求1及び本件審査請求3に対する弁明書を平成30年6月7日付けで、本件審査請求2に対する弁明書を同月8日付けで、それぞれ審査請求人に送付した。

(3) 審査請求人は、行政不服審査法第30条第1項の規定に基づき、これらの弁明書それぞれに対する反論書を作成し、平成30年7月17日付けで実施機関に提出した。

5 諮問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、平成30年6月13日付け30千教総第209号により本審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び反論書による審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 本件審査請求1について

(1) 審査請求の趣旨

本件処分1は開示請求の申請拒否処分であるにもかかわらず、当該決定をするにあたっての理由の提示が不十分で理由提示義務を果たしておらず、以下の点について、説明責任を果たすことを求める。

ア 図書室にて行った話し合いについて、記録を取らなかった合理的な理由

イ 話し合いの報告について、報告者が話し合いを進行した教務主任の〇〇教諭ではなく、担任である〇〇教諭自身である理由

(2) 審査請求の理由

ア 適切な文書管理は情報公開制度の前提であり、千葉市教育委員会公文書取扱規程（平成6年千葉市教育委員会訓令（甲）第3号）第15条でも、「職員は、事務処理に当たっては、内容が軽微なものである場合を除き、必ず公文書を作成するもの。」とされている。

この点について、実施機関は、「当事案については公文書を作成すべきであったと考える」旨を主張するが、肝心な作成されなかったことに対する原因究明と事実確認についての説明が果たされていない。

イ 本件決定通知書1における理由の提示にて、管理職への報告は〇〇教諭が口頭で行ったことが明らかになっているが、管理職がそれを了承していることの理由と経緯や、報告を受けた際に管理職が行った指示内容についても、説明責任を果たす義務がある。

ウ 当日の話し合いには、担任の〇〇教諭のほかに、教務主任の〇〇教諭、〇年次担任の〇〇教諭が同席し、〇〇教諭が話し合いを進めたにもかかわらず、いじめを放置・助長した責任が問われている〇〇教諭から口頭での報告を受けて、それを了承した管理職の対応は、常識では考えられない。

エ 被害児童である〇〇〇〇（以下「本人」という。）が自分の辛く苦しい気持ちを訴え、いじめ問題の解決を図りたいとの思いで行った元担任との面談は、本来であれば千葉市立〇〇小学校（以下「本件学校」という。）にとって、本人の気持ちを受け止める重要な面談であったはずであり、その内容は学校が関係機関と連携して、いじめ問題の解決や本人への支援方法を検討する上で重要な情報であったはずである。また、面談の結果次第では再度、本人が学校へ行けなくなるリスクもある面談であるため、事前準備の内容や当日の面談内容は、文書化した上で関係者間にて共有されてしかるべき情報であったはずである。

オ 理由提示制度の目的が、処分庁の判断の慎重さ及び合理性を担保し

てその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与えることであることを考えれば、不存在を理由とする不開示決定の際には、最低限の理由の提示だけで形を整えるだけでなく、それに加えて存在しないことの合理的な理由やその経緯についても、説明責任を果たす義務があるはずである。

カ 市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする千葉市行政手続条例第8条や、千葉市の「平成25年版個人情報保護事務の手引」の条例第19条の解釈に関する記載に照らすと、本来であれば作成され、存在しているべきである公文書が存在しないことによって実施機関が負う一般的・道義的な責任として、審査請求人が要請する不存在の理由を記載することは、何らの問題もないはずであり、それらを「開示しない理由」欄に記載すべきではないとの記述はどこにもなく、公文書を作成しなかったことについての説明義務を果たすべきである。

また、作成されるべき公文書が作成されていないのであれば、実施機関は、これに関して再発防止に向けた原因究明のための調査を自らの責務として行わなければならないはずであって、実施機関が審査請求人への説明義務を果たすことが、過度の負担になるとは考えられない。

2 本件審査請求2について

(1) 審査請求の趣旨

本件処分2は開示請求の申請拒否処分であるにもかかわらず、当該決定をするにあたっての理由の提示が不十分で理由提示義務を果たしていないため、以下の点について、説明責任を果たすことを求める。

ア 保健室利用記録の廃棄時の手続き

イ 廃棄記録の名称

ウ 保健室利用記録を廃棄した際の廃棄状況

エ 廃棄記録の確認の有無

オ 解決がされていないいじめ事案（本人が本件学校在籍中の○年次に同級生からのいじめ被害に遭い、平成○年から不登校になったいじめ事案。以下「本件いじめ事案」という。）の記録も含めて廃棄した理由

(2) 審査請求の理由

ア 本件開示請求2で請求している文書には、本件いじめ事案についての人権や学習権、成長発達権の侵害を明らかにする書類が含まれていたはずであり、そのような重要書類を破棄してしまうことについて、実施機関には、その合理的な検証をできるだけ納得のいく理由を説

明する義務があるはずである。

イ 千葉市公文書管理規則（平成12年千葉市規則第93号）等では、係属中の争訟に係るものや、事務処理上必要があると認められるものについては、一定の期間を定めて保存期間を延長することを認めているにもかかわらず、自らに不都合なものは廃棄してしまっている。

いじめの証拠となり得る保健室利用記録が、いじめの解決がなされない中で廃棄されたということは、組織としての「いじめはあってはならない問題」だという凝り固まった常識に基づく隠ぺい体質、事なかれ主義が問題の根底にあることを自覚すべきである。

ウ 理由提示制度の目的が、処分庁の判断の慎重さ及び合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与えることであることを考えれば、不存在を理由とする不開示決定の際には、最低限の理由の提示だけで形を整えるだけでなく、それに加えて存在しないことの合理的な理由やその経緯についても、説明責任を果たす義務があるはずである。

エ 条例は、実施機関に過度の負担を課すことにならないよう、文書が不存在である根拠につき最小限、典型的な理由を提示することを求めているだけで、実施機関において所有する個人情報の開示を請求する市民の開示請求権を十分に尊重するのであれば、当然に不開示を決定するに当たり確認作業を行ったはずの対象文書の廃棄時の手続、廃棄記録の名称、廃棄した際の日時や方法等、廃棄記録の確認の有無について、理由提示欄に記載することに何らの問題もないはずである。

3 本件審査請求3について

(1) 審査請求の趣旨

ア 本件処分3は審査請求人が請求した個人情報について、実施機関が正確に理解することなく、本件決定通知書3の「開示しない理由」欄記載の理由で不開示決定の処分を行っているため、本件処分には瑕疵がある。

そのため、本件処分3の取消しを求めるとともに、文書名を問わず、本件学校の校長が実施機関に対して、本件いじめ事案を報告した文書の全部開示を求める。

イ 事故報告書が作成されていないのであれば、以下の点について、説明責任を果たすことを求める。

(ア) いつ・どこで・誰の・どのような判断で事故報告書を作成しないことになったのか。

(イ) 実施機関は、事後であっても保護者からの相談で本件いじめ事案を把握した段階で事故報告書を本件学校の校長に徴求したのか、徴

求しなかったのであれば、いつ・どこで・誰の・どのような判断により校長に事故報告書を徴求しないこととしたのか。

(2) 審査請求の理由

ア 前記(1)アについて

(ア) 実施機関は、「事故報告書」を作成しなかった理由を、「請求のあった本人に関するいじめ事案については、平成〇年〇月〇日に同級生との言い争いの中でけがを負い保健室で手当を受けたことはあったものの、学校ではけがの状況を鑑み同条各号に規定する事故にはあたらないと判断し、「事故報告書」を作成していない。」としている。

しかし、本件いじめ事案は、加害児童から継続的にいじめを受けたこと及び担任教諭がいじめを認識していたにもかかわらず適切な対応を行わず放置したことにより、いじめを助長したことを原因として、身体的・心理的苦痛から精神疾患を発症し、学校へ通うことができなくなったものを指している。そのため、平成〇年〇月〇日の暴力行為のみについて事故報告書の開示請求をしているわけではない。なお、上記「言い争い」との表現については、「言い争い」ではなく、継続的ないじめの一部であり、訂正を求める。

(イ) 本件いじめ事案については、当然に本件学校から実施機関へ報告されるべきもので、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に規定される重大事態に該当しているにもかかわらず、本件学校から実施機関への「事故報告書」を作成していないという、信じ難い理由で不開示処分とされたため、既に千葉市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第1号。以下「学校管理規則」という。）第48条に規定される事故報告書を待たずに、本件いじめ事案を報告した文書が実施機関へ提出され、それをもって代用されていることも考えられるため、「文書名を問わず、〇〇小学校長が教育委員会に対して、本件いじめ事案を報告した文書（電子メール等の電磁的記録や会議録を含む。）」を開示するよう審査請求書に記載したものであり、実施機関が一方的に特定すべきではないとして、対象個人情報から排除すべきものではないはずである。

(ウ) 実施機関は、対象個人情報の範囲を意図的に狭めて解釈しており、このような解釈を是認するのであれば、今後、市民は開示請求する個人情報に記された文書名を正確に特定せねばならず、行政が保有する個人情報へのアクセスが難しくなることは明らかである。

当方の主張は、一般的な望ましいとされる配慮（対応）の範囲内であって、実施機関の主張は受け入れられない。

なお、事故報告書の目的に鑑みれば、事故報告が上がらない、上げられない組織としての問題が内在していることも自覚すべきである。

イ 前記（１）イについて

（ア）「学校事故」については、児童生徒に被害が発生した場合、学校管理規則等で、学校長から実施機関への事故報告義務を定めている。

当然に「学校事故」のなかには、いじめによる被害が発生した場合も含まれるため、学校長が実施機関への報告義務を負っているはずである。

（イ）本件いじめ事案については、学校の管理下における同級生からの集中的、継続的な暴力、暴言によるいじめの被害により、本人が精神疾患を発症し、長期欠席を余儀なくされ、人としての尊厳を侵害された上に、学習権も保証されない状況におかれているのであるから、「学校事故」に該当することは明らかである。

（ウ）本件学校が「事故報告書」を作成せず、実施機関への報告を怠っていることは明らかに義務違反であるにもかかわらず、開示請求された個人情報の不開示理由は、本件いじめ事案を矮小化した上で「学校事故に当たらないと判断し、学校で作成していないため。」という説明で自分たちの義務違反を糊塗しようとしており、実施機関からは、学校を管理する立場にあるという責任感は感じられない。

（エ）理由提示制度の目的が、処分庁の判断の慎重さ及び合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与えることであることを考えれば、不存在を理由とする不開示決定の際には、最低限の理由の提示だけで形を整えるだけでなく、それに加えて存在しないことの合理的な理由やその経緯についても、説明責任を果たす義務があるはずである。

（オ）本件学校は、学校管理規則に基づき事故報告書を作成すべきであったにもかかわらず、その義務を果たしていない。市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする千葉県行政手続条例第８条や、千葉市の「平成２５年版個人情報保護事務の手引」の条例第１９条の解釈に関する記載に照らすと、本来であれば作成され、存在しているべきである公文書が存在しないことによって実施機関が負う一般的・道義的な責任として、審査請求人が要請する不存在の理由を記載することは、何らの問題もないはずであり、それらを「開示しない理由」欄に記載すべきではないとの記述はどこにもなく、公文書を作成しなかったことについて、合理的な理由やその経緯について

の説明義務を果たすべきである。

また、作成されるべき公文書が作成されていないのであれば、実施機関は、これに関して再発防止に向けた原因究明のための調査を自らの責務として行わなければならないはずであって、実施機関が審査請求人への説明義務を果たすことが、過度の負担になるとは考えられない。

第4 実施機関の説明の要旨

審査請求に対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件審査請求1について

- (1) 本件処分1の「開示しない理由」は、実施機関がどの文書を特定したのか、また、特定された文書が存在しないことの要因として、対象文書を作成していないことが作成しなかった理由と合わせて明記されており、不開示とした根拠条文も記載されている。そのため、理由の提示が不十分であったとの主張は妥当でない。
- (2) 文書が作成されなかったことに対する原因究明と事実確認、管理職への報告が〇〇教諭による口頭のみでの報告で認められたことの理由と経緯、当該報告の内容とそれに対する管理職の指示等については、本件処分1の「開示しない理由」に記載すべきことではない。

2 本件審査請求2について

- (1) 本件処分2の「開示しない理由」は、実施機関がどの文書を特定したのか及び対象文書が存在しないことの要因として、対象文書を破棄したことが保存期間の根拠と合わせて明記されており、不開示とした根拠条文も記載されている。そのため、理由の提示が不十分であったとの主張は妥当でない。
- (2) 廃棄時の手続き、廃棄記録の名称、廃棄した際の日時や方法等、廃棄記録の確認の有無については本件処分2の「開示しない理由」に記載すべきことではない。

3 本件審査請求3について

- (1) 文書の特定について
ア 実施機関は、本件開示請求3を受け、本人が本件学校第〇学年、第〇学年に在籍していた平成〇年度及び平成〇年度の学校管理規則第48条に基づく事故報告書を確認した。個人情報開示請求については、

請求内容が不明確である等の疑義がある場合は、請求者に請求内容を確認し、必要に応じて補正を行った上で対象文書を特定するが、本件開示請求3では、「開示請求に係る個人情報の内容又は公文書の件名」において「学校管理規則第48条の定めにより〇〇小学校が教育委員会に報告を行った「事故報告書」と明記されており、疑義が生じる余地はなかった。したがって、審査請求人が主張する「文書名を問わず、〇〇小学校長が教育委員会に対して、本件いじめ事案を報告した文書（電子メール等の電磁的記録や会議録を含む。）」まで特定すべきものではない。

イ 平成〇年〇月〇日の暴力行為については、学校管理規則第48条の規定に該当しないがけがを負った事案として例示したものであり、これに限定して文書を特定したわけではない。

(2) 理由が不十分であるとの主張について

ア 本件処分2の「開示しない理由」は、実施機関がどの文書を特定したのか及び対象文書に係る根拠規程と合わせて対象文書が存在しないことの要因が明記されており、不開示とした根拠条文も記載されている。そのため、理由の提示が不十分であったとの主張は妥当でない。

イ 本件学校長が事故報告書を作成しなかった経緯及び実施機関が本件学校に対し、事故報告書を徴求しなかった経緯については本件処分3の「開示しない理由」に記載すべきことではない。

第5 審査会の判断

本審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件開示請求3の対象となる個人情報について

審査請求人は、本件開示請求3で、開示を求める個人情報として「学校管理規則第48条の定めにより〇〇小学校が教育委員会に報告を行った「事故報告書」と開示請求書に記載したところであるが、本件審査請求3において、文書名を問わず本件学校が実施機関に対して報告した文書の全部開示を求める旨を主張するので、以下、本件処分3における対象個人情報の範囲が本件開示請求3の趣旨にかなう妥当なものであったかどうかについて、検討する。

(1) 条例の趣旨及び解釈

条例第13条第1項は、何人も実施機関に対して自己に関する個人情報の開示を請求することができる旨を規定する一方、条例第14条第1

項第2号は、「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」を開示請求書に記載しなければならない旨を規定している。

これは、実施機関において、開示請求に係る個人情報を検索し、特定するために必要な事項の記載を開示請求者に求めるものであり、少なくとも、その記載内容が具体的かつ明確である場合は、実施機関は、その記載内容に従って開示請求の対象となる個人情報を特定すれば足りるものと解される。

(2) 対象個人情報の範囲の妥当性

本件開示請求3においては、「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」を記載すべき開示請求書の欄に、「学校管理規則第48条の定めにより〇〇小学校が教育委員会に報告を行った「事故報告書」と具体的に明記されている。

この開示請求書の記載と前記(1)で述べた条例第14条第1項第2号の趣旨を踏まえると、本件開示請求3の対象となる個人情報の範囲に、審査請求人が主張するような、文書名を問わず学校が実施機関に対して報告した文書全てが含まれるものとは認められない。

したがって、本件処分3における対象個人情報の範囲は妥当である。

2 理由の提示の妥当性について

審査請求人は、本件審査請求において、本件処分のいずれについても、理由提示義務が果たされていないとして、十分な理由の提示を求めているので、本件処分における理由の提示の妥当性について検討する。

(1) 条例の趣旨及び解釈

ア 条例第19条第2項は、個人情報開示請求において、実施機関が開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定、すなわち不開示決定をし、開示請求者に対し書面により通知しなければならない旨を規定している。また、千葉市行政手続条例（平成7年千葉市条例第40号。以下「行政手続条例」という。）第8条第1項は、市長その他の執行機関等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないと規定している。

イ これは、不開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨によるものというべきである（最高裁判所第三小法廷平成23年6月7日判決・民集65巻4号2081頁参照）。このような理由提示制度の趣

旨にかんがみれば、不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例上の不開示事由のいずれかに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠法条を示すだけでは、当該個人情報の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、行政手続条例第8条第1項の要求する理由の提示としては不十分であるといわなければならない（最高裁判所第一小法廷平成4年12月10日判決・判例時報1453号116頁参照）。

ウ そして、一般的に開示請求に係る個人情報の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に個人情報記録された文書が存在しないという事実を示すだけでは足りず、最低限対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、開示請求に係る個人情報が存在しないことの要因についても、理由として示すことが求められるというべきである。

(2) 本件処分各々における理由の提示の妥当性

ア 本件処分1について

(ア) 本件決定通知書1において記載された不開示理由は、前記第2の2(2)アで述べたとおりであるところ、当該理由においては、話し合いの記録は作成しておらず、管理職には教諭から口頭で報告したのみであったことの説明がなされている。

このことから、開示請求者としては、文書が作成されていなかったことが開示請求に係る個人情報存在しないことの要因であることを、本件決定通知書1から了知し得るものといえる。

(イ) また、本件処分1の根拠法条も「条例第19条第2項」と本件決定通知書1に明記されている。

(ウ) 一方、審査請求人は、「文書が作成されなかったことに対する原因究明と事実確認についての説明責任が果たされていない」、「管理職への報告を担任教諭が口頭で行ったことが明らかになっているが、管理職がそれを了承していることの理由と経緯や、報告を受けた際に管理職が行った指示内容についても説明を果たす必要がある」などと主張する。

しかし、本件処分1において実施機関に提示が求められる理由とは、あくまでも個人情報を不開示とする本件処分1の理由であって、それは、前記(1)イで述べたとおり、開示請求者において条例上の不開示事由のいずれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものであれば足りるというべきであるため、審査請求人が主張するような事項についてまで、本件処分1における理由として実施機

関が示さなければならないものではない。

(エ) 以上から、本件処分 1 における実施機関の理由の提示は妥当である。

イ 本件処分 2 について

(ア) 本件決定通知書 2 において記載された不開示理由は、前記第 2 の 2 (2) イで述べたとおりであるところ、当該理由においては、平成〇年度の文書は平成〇年度末に、平成〇年度の文書は平成〇年度末に、それぞれ本件学校において廃棄されていることの説明がなされている。

このことから、開示請求者としては、文書を廃棄したことが開示請求に係る個人情報が存在しないことの要因であることを、本件決定通知書 2 から了知し得るものといえる。

(イ) また、本件処分 2 の根拠法条も「条例第 19 条第 2 項」と本件決定通知書 2 に明記されている。

(ウ) 一方、審査請求人は、「保健室利用記録の廃棄時の手続き、廃棄記録の名称等についても、説明を果たす必要がある」などと主張する。

しかし、前記ア (ウ) で述べたことと同様の理由により、審査請求人が主張するような事項についてまで、本件処分 2 における理由として実施機関が示さなければならないものではない。

(エ) 以上から、本件処分 2 における実施機関の理由の提示は妥当である。

ウ 本件処分 3 について

(ア) 本件決定通知書 3 において記載された不開示理由は、前記第 2 の 2 (2) ウで述べたとおりであるところ、当該理由においては、実施機関は本人に関し学校管理規則第 48 条に基づく事故報告書を作成していないことについての説明がなされている。

このことから、開示請求者としては、文書を作成していないことが開示請求に係る個人情報が存在しないことの要因であることを、本件決定通知書 3 から了知し得るものといえる。

(イ) また、本件処分 3 の根拠法条も「条例第 19 条第 2 項」と本件決定通知書 3 に明記されている。

(ウ) 一方、審査請求人は、「「事故報告書」を学校長が作成していないのであれば、実施機関には、作成していないことの合理的な理由やその経緯についての説明責任を果たす義務がある」などと主張する。

しかし、前記ア (ウ) で述べたことと同様の理由により、審査請求人が主張するような事項についてまで、本件処分 3 における理由

のとして実施機関が示さなければならないものではない。
(エ) 以上から、本件処分3における実施機関の理由の提示は妥当である。

3 その他

以上に述べたほか、審査請求人は種々の主張をするが、本件処分いずれにおける本審査会の判断をいずれも左右するものではないため、言及しない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成30年 6月13日	実施機関から諮問書並びに審査請求書及び弁明書の写しを受理
平成30年 6月21日	審議（第111回個人情報保護審査会）
平成30年 7月24日	実施機関から反論書の写しを受理
平成30年 8月 3日	審議（第112回個人情報保護審査会）